

京都市教育委員会及び株式会社ビズリーチの連携に関する協定書

京都市教育委員会（以下「甲」という。）と株式会社ビズリーチ（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に人的・物的資源の交流促進等を通じ、教育上の諸課題への的確な対応や社会動向を踏まえた生き方探究（キャリア）教育を推進するとともに、双方の人材育成の充実に寄与することを目的として、緊密な相互連携のもと協働する。

（連携事項）

第2条

- 1 甲及び京都市立学校園（以下「学校園」という。）の教職員・児童生徒の生き方探究（キャリア）教育に関する多様な学習機会の創出に関すること。
- 2 甲及び乙に所属する職員の交流・研修に関すること。
- 3 生き方探究（キャリア）教育の諸課題に対応した調査研究に関すること。
- 4 前条の目的に関連した、各々の施設・設備の相互利用に関すること。
- 5 その他、甲及び乙が協議のうえ、必要と認める事項。

（事故発生時の対応）

第3条 前条に定める連携事項の実施に関連して、学校園等において児童生徒に学校園の教職員若しくは甲の職員等による指導又は乙の職員等の関与による事故が発生した場合は、事故発生時の状況等を甲及び乙が共同で調査し、誠実に協議の上で、その対応にあたるものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲または乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上必要な変更を行うものとする。

（確認事項）

- 第5条 甲及び乙は、本協定の締結により、乙が甲以外の地方自治体及び教育団体等と連携し協力すること及び甲が乙以外の民間企業と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。
- 2 甲及び乙は、本協定により研修の実施等が実現しない場合であっても、第7条第3項に規定する義務を除き、何ら義務を負うものではないことを確認する。

（営業行為等の禁止）

第6条 乙は本協定に基づく活動において、乙及び関連企業が提携するサービスへの勧誘、広告活動その他教育の中立性を損なう行為を行ってはならない。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方から提供された情報については、第1条の目的のためにのみ使用することとし、情報を開示した相手方の許諾を事前に得ることなく他の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定に基づき相手方から提供された情報を秘密として保持し、事前に情報を開示した相手方の許諾を得ることなく自己の役職員、弁護士、公認会計士等契約関係にある専門家のうち、法律上当然にもしくは契約により守秘義務を負う者または情報開示を求めるにつき法律上の権限を有するものを除き、第三者に開示し、または漏えいしない。

3 甲及び乙は、本協定が前条に規定する有効期限の到来により効力を失った後も前2項の規定を遵守する義務を負うものとする。

(個人情報の保護等)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うものとする。

2 甲及び乙は、本協定の目的の範囲内でのみ個人情報を利用するものとし、本人の同意なく当該目的の範囲を超えて利用してはならない。

3 甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、相手方の事前の承諾なく個人情報を第三者に提供してはならない。

4 甲及び乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じるものとする。

5 甲及び乙は、個人情報の漏えい等が発生した場合には、速やかに相手方に報告し、必要な措置を講じるものとする。

(知的財産権)

第9条 乙が甲に提供する資料等の権利帰属は、乙にあるものとする。

2 甲及び学校園が研修及び授業等において、資料を活用する場合は乙から提供があった資料である旨を明示して活用しなければならない。

(有効期間)

第10条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から令和13年3月31日までとする。

1 本協定の有効期間満了前に、甲及び乙による協議及び合意があった場合は、甲と乙は本協定を更新できるものとする。

2 甲及び乙による協議及び合意があった場合は、甲及び乙は、本協定を改定・終了することができる。

(補則)

第11条 本協定書に定めのない事項、及び、本協定書に定める事項に関し疑義が生じたものについては、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ署名のうえ各自1通を保有する。

令和8年7月9日

甲

京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地

京都市教育長

稲田 新吾

乙

東京都渋谷区渋谷2-15-1

株式会社ビズリーチ 代表取締役社長

酒井 哲也